

仕様書

1. 業務の内容

デジタル庁をコーポレートカード（以下「カード」という。）の法人会員に入会させ、当庁からの申請によりカードを発行及び貸与し、当庁が使用した実績に基づき請求を行う。

2. 件名

コーポレートカードの使用に関する請負契約

3. 契約期間

契約の日から令和5年3月31日まで

4. 法人会員

デジタル庁

5. 利用枚数

2枚

6. 年会費及び発行手数料（再発行を含む。）

無料とする。

7. カードの発行にかかる条件

カード発行の申込みを受理した後、8月31日までにカードを発行すること。

8. 請求書方法

- (1) カード使用后、加盟店からの売上票が届き次第速やかに請求に係る事務を処理し、コーポレートカード使用月（1日から当該月の末日まで）で締め、翌月請求で対応すること。
- (2) 令和5年3月分（3月1日～31日使用分）については、翌月20日までに請求を行うこと。

9. 留意事項

- (1) カードの発行（入会）、再発行、退会等の手続きに要する手数料は支払わない。
- (2) 業務上の都合により定められた事項を変更する必要がある場合、協議の上柔軟に対応すること。